

住宅・住宅災害・介護構造 貸付申込書

(○で囲む)

※ 太線内は、記入しない。

※ 支部受付欄

所属所コード		※ 貸付決定日		令和 年 月 日	
職員番号		※ 貸付決定番号		第 号	
申込金額 (10万円単位)		※ 貸付決定金額		万円	
内 訳	毎月償還 (10万円単位)	※ 内訳		毎月償還	万円
	ボーナス償還 (50万円単位; 申込金額の半分以上)	※ 内訳		ボーナス償還	万円
希望する償還回数		毎月償還	回	※ の償還額	
ボーナス償還の回数は毎月償還の回数の1/6以内の回数		ボーナス償還	回	の償還額	
貸付区分 (○で囲む)		新規・借替		の償還額	
給料月額		円		の償還額	
給料月額の $\frac{3}{10}$ に相当する額 (円未満切り捨て)		円		の償還額	
給料月額の $\frac{6}{10}$ に相当する額 (円未満切り捨て)		円		の償還額	
組合員期間		年		貸付金の償還額	
給料の月数		月		の償還額	
購入又は工事完了予定年月日		令和 年 月 日		の償還額	
貸付額の算定		組合員期間による算出 (円未満切り捨て)		給料月額 × 月 = 円	
貸付額の算定		申込時の退職手当額 (円未満切り捨て)		在職年数 年 (自己都合による退職手当の率) 給料月額 × = 円	
貸付資金送金先 (本人名義の口座及び普通預金口座であること)		金融機関名 (○で囲む) 1. 銀行 2. 信用金庫 3. 信用組合 4. 労働金庫 5. 農協	支店名 (○で囲む) 1. 本店 2. 支店 3. 出張所 4. 代理店	口座番号	
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、住宅貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借り受けたいので、申し込みます。 令和 年 月 日 公立学校共済組合高知支部長 様					
申込人	所属所名	(印)			
	現住所	(印)			
	組合員資格取得年月日	(昭和・平成・令和) 年 月 日			
	職名	フリガナ	生年月日		
	氏名	(印)		年 月 日 (満 歳)	
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 所属所名 所属所長名 (印)					

※ 申込書への記載及び申込時の注意事項は裏項に記載してあります。

現在の住宅状況 〔 申込事由を含めて 具体的に記入すること 〕						
申込事由 (○で囲む)		新築・増改築・修理・土地付一戸建購入 マンション購入・敷地購入・その他()				
候補物件の状況	所在地 (登記簿上の地番)					
	構造の概要	一戸建住宅	造	階建	階面積 m ²	室数 室 畳
		集合住宅 (マンション等)	造	階建の	階部分、専有 m ²	室数 室 畳
	敷地の状況	所有地 購入地 借地	} (○で囲む)		・地目：宅地・農地・その他()	・地積： m ²
資金計画		貸付申込金額 (必要額) 円	貸付送金額 (借替の場合に記入) 円	その他の借入金 円	自己資金 円	合計額 (契約額) 円
取得(工事)後の名義 〔 共有名義の場合は、 持分割合も記入する 〕						
新物件に居住する家族構成	申込人との続柄	氏 名	年 齢	備 考		
	申込人					
住宅及び敷地所在地の見取図(最寄りの駅又は停留所等からの目標を明記すること)						

- 注意
- ① ※印の欄(太線内)は、記入しないこと。
 - ② 給料月額欄は、申込時における給料(基本給+給料調整額+教職調整額)を記入すること。
 - ③ 申込人は、自書すること。(代筆、ゴム印の使用は不可。)
 - ④ 記載内容を訂正する場合は、申込印で訂正すること。(重ね書き、修正液の使用は不可。)
 - ⑤ 所属所長の印章は、公印とすること。
 - ⑥ 「貸付借用証書」、「貸付事業における個人情報に関する同意書」、「借入状況等申告書」及び「直近の給与明細の写し(原本証明不要)」を併せて提出すること。
 - ⑦ 増改築の場合は、完成後の全体面積も記入すること。
 - ⑧ 申込事由ごとに定められた必要書類を併せて提出すること。(別表を参照。)

住宅・住宅災害・介護構造 貸付申込書

(○で囲む)

※ 太線内は、記入しない。

※ 支部受付欄

所属所コード	333333		※ 貸付決定日	令和 年 月 日		
職員番号	234567		※ 貸付決定番号	第 号		
申込金額 (10万円単位)	① 1260 万円		※ 貸付決定金額	万円		
内訳	毎月償還 (10万円単位)	② 660 万円	※ 内訳	毎月償還	万円	
	ボーナス償還 (50万円単位; 申込金額の半分以上)	③ 600 万円	ボーナス償還	万円	※ の償還額 一回当たり	
希望する償還回数	毎月償還	④ 360 回	借受中の貸付金の償還額	貸付種別	毎月償還	
〔ボーナス償還の回数は毎月償還の回数の1/6以内の回数〕	ボーナス償還	⑤ 60 回		一般貸付け	円	ボーナス償還
	貸付区分 (○で囲む)	新規・借替		特別貸付け	円	円
給料月額	⑥ 376,900 円			住宅貸付け	円	円
給料月額の $\frac{3}{10}$ に相当する額 (円未満切り捨て)	113,070 円		介護構造部分の貸付け	円	円	
給料月額の $\frac{6}{10}$ に相当する額 (円未満切り捨て)	226,140 円		住宅災害貸付け	円	円	
組合員期間	⑦ 27 年		教育貸付け	円	円	
給料の月数	⑧ 45 月		災害貸付け	円	円	
購入又は工事完了予定年月日	⑨ 令和 元 年 8 月 28 日		医療貸付け	円	円	
貸付額の限度算定	組合員期間による算出 (円未満切り捨て)	給料月額 376,900 円 × 45 月 = 16,960,500 円	結婚貸付け	円	円	
	申込時の退職手当額 (円未満切り捨て)	在職年数 27 年 (自己都合による退職手当の率) 給料月額 376,900 円 × ⑫ 30.7179 = 11,577,576 円	葬祭貸付け	円	円	
貸付資金送金先	金融機関名 (○で囲む) 1. 銀行 2. 信用金庫 3. 信用組合 4. 労働金庫 5. 農協	支店名 (○で囲む)	団体信用生命保険 (申込金額50万円以上で適用可) (○で囲む)	⑩ ⑪ 適用・非適用	円	
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、住宅貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借り受けたいので、申し込みます。 令和 元 年 6 月 19 日 公立学校共済組合高知支部長 様						
申込人	所属所名	〇〇市立〇〇小学校 (印) 088-XXXX-XXXX				
	現住所	〒780-8570 高知市丸の内1丁目2-20 (印) 088-XXXX-XXXX				
	組合員資格取得年月日	(昭和)・平成・令和) 63 年 4 月 1 日				
	職名	フリガナ	フリ タロウ	生年月日		
教諭	氏名	福利 太郎 (印)	昭和44年7月23日(満50歳)			
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。 ⑮ 令和 元 年 6 月 △ 日 所属所名 〇〇市立〇〇小学校 所属所長名 公立 一郎 (印)						

※ 申込書への記載及び申込時の注意事項は裏項に記載してあります。

現在の住宅状況 〔申込事由を含めて 具体的に記入すること〕		⑩ 子どもの成長に伴い、現在の借家では手狭になっただため、土地付住宅を購入する。				
申込事由 (○で囲む)		新築・増改築・修理・ <u>土地付一戸建購入</u> マンション購入・敷地購入・その他()				
候補物件の状況	所在地 (登記簿上の地番)	〇〇市〇〇△番△号				
	構造の概要	一戸建住宅	造	1階面積 82 m ² 2階建 2階面積 30 m ² 増改築部分の延面積 m ²	室数	4室 24畳
		集合住宅 (マンション等)	造	階建の 階部分、専有	m ²	室数 室 畳
	敷地の状況	所有地 } <u>購入地</u> } (○で囲む) 借地 }	・地目: <u>宅地</u> ・農地・その他()		・地積: 100 m ²	
⑪ 資金計画		貸付申込金額 (必要額) 円	貸付送金額 (借替の場合に記入) 円	その他の借入金 円	自己資金 円	合計額 (契約額) 円
		12,600,000		4,000,000	2,005,740	18,605,740
⑫ 取得(工事)後の名義 〔共有名義の場合は、 持分割合も記入する〕		福利 太郎、福利 正子(妻)の共有名義 ($\frac{1}{2}$ ずつ)				
新物件に居住する家族構成	申込人との続柄	氏 名	年 齢	備 考		
	申 込 人	福利 太郎	44			
	妻	福利 正子	42			
	長 男	福利 一男	11			
住宅及び敷地所在地の見取図(最寄りの駅又は停留所等からの目標を明記すること)						

- 注意
- ① ※印の欄(太線内)は、記入しないこと。
 - ② 給料月額欄は、申込時における給料(基本給+給料調整額+教職調整額)を記入すること。
 - ③ 申込人は、自書すること。(代筆、ゴム印の使用は不可。)
 - ④ 記載内容を訂正する場合は、申込印で訂正すること。(重ね書き、修正液の使用は不可。)
 - ⑤ 所属所長の印章は、公印とすること。
 - ⑥ 「貸付借用証書」、「貸付事業における個人情報に関する同意書」、「借入状況等申告書」及び「直近の給与明細の写し(原本証明不要)」を併せて提出すること。
 - ⑦ 増改築の場合は、完成後の全体面積も記入すること。
 - ⑧ 申込事由ごとに定められた必要書類を併せて提出すること。(別表を参照。)

(1) 記入要項 (住宅・住宅災害・介護構造 貸付申込書)

必ず申込人が自書してください。代筆、ゴム印、入力による作成はできません。

また、記入を誤った場合は、申込印により訂正してください。

(修正液による修正や重ね書きはできません。)

記入例に記した番号ごとの注意事項を確認したうえで申込書を作成してください。

① 申込金額

必要額の範囲内で、10万円単位で申し込むことができます。

※ 借替えによる申込みの場合にあつては、必要額に申込月の翌月の残額を加算したうえで、10万円未満の端数を切り捨てた額が上限額となります。

[貸付種別ごとの限度額]

	住宅貸付け	住宅災害貸付け	介護構造貸付け
上限額	1,800万円	1,900万円	300万円
算定	次のいずれか高い方の金額 ① 組合員期間に応じた算定額 ② 申込時の仮定退職手当の額	次のいずれか高い方の額を1.5倍した金額 ① 組合員期間に応じた算定額 ② 申込時の仮定退職手当の額	—

[組合員期間に応じた算定額の計算方法]

⑥ 給料月額 × 組合員期間に応じた月数

※ 組合員期間に応じた月数は、「⑧ 給料の月数」の表を参照。

[申込時の仮定退職手当の額]

⑥ 給料月額 × 退職手当支給率

※ 退職手当支給率は、「⑫ 自己都合による退職手当の率」の表を参照。

② 内訳 (毎月償還)

①申込金額から③内訳 (ボーナス償還) を差し引いた金額を記入します。

※ ボーナス償還を併用しない場合は、①申込金額を記入します。

③ 内訳 (ボーナス償還)

ボーナス償還の併用を希望する場合に記入します。

※ ①申込金額が100万円以上の場合に限り、申込金額の半額以内、かつ50万円単位でボーナス償還を併用することができます。

④ 希望する償還回数 (毎月償還)

上限回数 (360回) の範囲内で自由に選択できます。

(ただし、毎月償還に係る償還額の合計が給料月額の3/10以内)

⑤ 希望する償還回数 (ボーナス償還)

④希望する償還回数 (毎月償還) の1/6以下の範囲内で自由に選択できます。

(ただし、ボーナス償還に係る償還額の合計が給料月額の6/10以内)

⑥ 給料月額

申込時における給料 (基本給+給料調整額+教職調整額) を記入します。

「3/10に相当する額」、「6/10に相当する額」に円未満の端数がある場合は、当該端数の額を切り捨てます。

⑦ 組合員期間

引き続き組合員期間（年数）を記入する。（1年未満の期間は切り捨てます。）
法に基づく他の共済組合及び国共法に基づく共済組合の期間も含まれます。

⑧ 給料の月数

組合員期間に応じた給料の月数は、次の表のとおりです。

組合員期間	給料の月数
6月以上 3年未満	10
3年以上 5年未満	15
5年以上 10年未満	25
10年以上 20年未満	35
20年以上	45

⑨ 購入又は工事完了予定年月日

工事請負（売買）契約書に記載されている完了予定年月日を記入してください。

⑩ 給与支給機関

県費職員は、「1. 高知県」を○で囲んでください。

市町村費職員は、「2. 市町村」を○で囲み、市町村名を記入してください。

その他の職員は、「3. 各種団体」を○で囲み、団体名を記入してください。

⑪ 団体信用生命保険

団体信用生命保険の適用の有無を○で囲んでください。

適用される場合には、加入申込書等を送付します。

※ 団体信用生命保険・・・

貸付金の償還途中に万一死亡したり、一定の障害状態となった場合に、その貸付金の残額を保険会社が負担する制度。加入は任意ですが、保険料は借受人の負担となります。

⑫ 自己都合による退職手当の率

組合員期間に応じた退職手当の率は、次の表のとおりです。

期間	支給率	期間	支給率	期間	支給率	期間	支給率
1	0.50220	12	8.16912	23	24.69150	34	38.75310
2	1.00440	13	8.90568	24	26.36550	35	39.75750
3	1.50660	14	9.64224	25	28.03950	36	40.76190
4	2.00880	15	10.37880	26	29.37870	37	41.76630
5	2.51100	16	12.88143	27	30.71790	38	42.77070
6	3.01320	17	14.08671	28	32.05710	39	43.77510
7	3.51540	18	15.29199	29	33.39630	40	44.77950
8	4.01760	19	16.49727	30	34.73550	41	45.78390
9	4.51980	20	19.66950	31	35.73990	42	46.78830
10	5.02200	21	21.34350	32	36.74430	43	47.70900
11	7.43256	22	23.01750	33	37.74870	44	47.70900

（参考 高知県職員の自己都合による退職手当支給率）

⑬ 貸付資金送金先

申込人名義の普通預金口座を記入してください。

- ⑭ 申込人
 ゴム印の使用は認められません。必ず自書してください。
 「組合員資格取得年月日」は、公立学校共済組合の資格を取得した日を記入してください。
- ⑮ 所属所長証明欄
 ゴム印による証明で差し支えありません。証明印は公印（職印）を押印してください。
- ⑯ 現在の住宅状況
 申込時点における住宅状況、及び住宅等の取得（工事又は購入）の必要性について、詳しく記入してください。
- ⑰ 資金計画
 住宅等の取得（工事又は購入）に係る資金の調達について、記入してください。
- | 項目 | 金額 |
|-----------------|-----------------------|
| 貸付申込金額（必要額） | 「① 申込金額」を記入する。 |
| 貸付送金額（借替の場合に記入） | 借替の場合に送金額を記入する。 |
| その他の借入金 | 他の金融機関等からの借入金を記入する。 |
| 自己資金 | 自己資金での充当額を記入する。 |
| 合計（契約額） | 工事請負（売買）契約書の契約額を記入する。 |
- ※ 夫婦等での同時申込みの場合にあっては、配偶者に係る申込金額は「その他の借入金」欄に記入する。
- ⑱ 取得（工事）後の名義
 住宅等の取得（工事又は購入）後の当該不動産の名義を記入してください。
 共有名義となる場合は、持分割合も記入してください。

(2) 提出書類

申込事由ごとの提出書類は、次の表のとおりです。

提出書類	様式	土地付き住宅		住宅			敷地	
		新築	中古	新築	増改築	修理	購入	補修
★ 貸付申込書	4-2	○	○	○	○	○	○	○
★ 貸付借用証書	4-7	○	○	○	○	○	○	○
★ 借入状況等申告書（両面）	4-10	○	○	○	○	○	○	○
★ 同意書（両面）	4-11	○	○	○	○	○	○	○
直近の給与明細の写し		○	○	○	○	○	○	○
売買契約書の写し		○	○				○	
工事請負契約書の写し				○	○	○		○
登記事項証明書（土地）		○	○	○	○		○	○
登記事項証明書（建物）			○		○	○		
確認済証の写し		○		○	○			
住宅の平面図		○	○	○	○			
★ 住宅新築工事に係る誓約書	4-15						○	
修理箇所の図面及び写真						○		
補修箇所の図面及び写真								○

※ 住宅災害貸付けの場合は、上表に掲げる書類のほか、所轄官公署が発行する災害証明書が必要となります。

※ 介護構造貸付けは、申込時において要介護者の有無は問いません。

また、上表に掲げる書類のほか、次の書類が必要となります。

- (1) ★在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書（様式第 4-12 号）
 - (2) 該当箇所（介護構造部分）の分かる住宅の平面図等
 - (3) 工事費用見積書又はこれに相当する書類
- ※ 申込事由が土地又は土地付き住宅の購入である場合を除き、土地又は建物の名義が申込人でないときは、★土地使用承諾書（様式第 4-13 号）又は★建物使用承諾書（様式第 4-14 号）の提出が必要となります。
- ※ 登記事項証明書は、全部事項証明書又は現在事項証明書とし、3 箇月以内に発行された原本を提出してください。
- ※ 確認済証とは、建築基準法第 6 条の規定による証明書です。
- ※ 上記に記載する書類のほか、必要に応じて追加の書類を提出いただくことがあります。
- ※ 写しによる提出書類については、所属所長による原本証明は不要です。
- ※ ★の書類については、共済組合高知支部のホームページから様式をダウンロードすることができます。

(3) 資金の送金（全貸付け共通）

貸付申込書の受付は、毎月 25 日（必着）となります。25 日が休日等に当たる場合は、当該日の前日が締切日となりますので、ご留意願います。

（書類の不足や記載誤りがあると受付期間に間に合わなくなることもあるため、余裕をもって申込みいただきますようお願いします。）

貸付資金は、翌月 20 日に申込書に記入いただいた指定口座に振り込まれます。

（翌月 20 日が金融機関の休業日に当たる場合は、当該日の翌日に振り込まれます。）

(4) 貸付けの制限

次のいずれかに該当する場合には、申込みを受け付けることができません。

- ・ 組合員期間が 6 月未満であるとき
- ・ 償還の確実性がないと認められるとき（給与の差押え、停職期間中、破産・民事再生者等）
- ・ 該当する不動産（土地又は建物）に抵当権が設定されているとき
（当該不動産を取得するために設定された抵当権を除く。）
- ・ 店舗、貸間、農作業を目的とした家屋など、住居としての目的でないとき
（自身の住居部分が含まれる場合にあっては、面積按分により申し込むことができます。）